

新潟市告示第 287 号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、新潟市新津地域学園体育施設、新潟市新津東部運動広場、新潟市新津東町庭球場及び新潟市新津金屋運動広場の使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

新潟市長 中 原 八 一

記

1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

徴収事務を行う体育施設の名称及び位置		徴収事務受託者の名称及び 主たる事務所の所在地
名称	位置	
新潟市新津地域学園体育施設	新潟市秋葉区新津東町 2 丁目 5 番 6 号	新潟市中央区東堀前通 6 番町 1061 番地 秋葉区スポーツフィールド運営グループ 代表団体 環境をサポートする株式会社 きらめき 代表取締役社長 山田 茂孝
新潟市新津東部運動広場	新潟市秋葉区古田ノ内 大野開 13 番地	
新潟市新津東町庭球場	新潟市秋葉区新津東町 1 丁目 246 番地 1	
新潟市新津金屋運動広場	新潟市秋葉区金屋 260 番地 1	

2 徴収事務を行わせる歳入

新潟市新津地域学園体育施設、新潟市新津東部運動広場、新潟市新津東町庭球場及び新潟市新津金屋運動広場の使用料

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和6年4月1日

4 徴収事務を委託した日

令和6年4月1日

5 徴収事務を行わせる期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで